

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金算入に関する明細書

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金算入に関する明細書				事業年度	・ ・ ・ ・	法人名		
国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高								
国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高		1	円	課税対象所得に係る保証料等の支払の 基因となる負債に係る平均負債残高		3	円	
資金供与者等に対する負債に係る平均 負債残高（(3)に該当するのを除く。）		2		国外支配株主等及び資金供与者等に対 する負債に係る平均負債残高 (1) + (2) + (3)		4		
国外支配株主等に係る負債・資本持分比率の計算								
総資産の帳簿価額の平均残高		5	円	自己資本の額 (7)と(8)のうち多い金額)		9	円	
総負債の帳簿価額の平均残高		6		直接及び間接保有の株式等の保有割合 (別表十七(一)付表「4」の合計)		10	%	
差引金額 (5) - (6)		7		国外支配株主等の資本持分 (9) × (10)		11	円	
資本金等の額		8		国外支配株主等に係る 負債・資本持分比率 (4) (11)		12	倍	
総負債・自己資本比率の計算								
総負債に係る平均負債残高		13	円	総負債・自己資本比率 (13) (9)		14	倍	
類似法人の総負債・純資産比率の計算								
措置法第66条の5第 3項の適用の有無		15	有・無	類似法人の総負債の額		19	円	
類似法人の名称		16		類似法人の純資産の額		20		
類似法人の本店又は 主たる事務所の所在地		17		類似法人の総負債・純資産比率 (19) (20)		21	倍	
類似法人の事業年度		18	・ ・	(小数点以下2位未満切上げ)				
損金不算入額の計算								
国外支配株主等に対する 負債に係る負債の利子等の額		22	円	(26) が (27) 以下 である 場合	(4) - (3) ≤ (11) × (3又は(21)) の場合 (24) × (26) (3)	28	円	
資金供与者等に対する負債 に係る負債の利子等の額 (24)に該当するものを除く。)		23			(4) - (3) > (11) × (3又は(21)) の場合 (24) + ((25) - (24)) × (26) - (3) (4) - (3)	29		
課税対象所得に係る保証料等の額		24			(26) が (27) を超 える 場合	(13) - (3) ≤ (9) × (3又は(21)) の場合 (24) × (27) (3)	30	
					(13) - (3) > (9) × (3又は(21)) の場合 (24) + ((25) - (24)) × (27) - (3) (4) - (3)	31		
国外支配株主等及び資金供与者等 に対する負債に係る負債の利子等の額 (22) + (23) + (24)		25		対特 象例 純と 支の 払調 利整 子等 に係 る課 税の	別表十七(二の二)「23」		32	
平均 負債 残高 超過 額	(4) - (11) × (3又は(21))	26			((28)、(29)、(30)又は(31)) が(32)を下回る場合		33	0
	(13) - (9) × (3又は(21))	27			措置法第66条の5第 4項の適用の有無		34	有・無
				損金不算入額 (28)、(29)、(30)若しくは(31)又は(33))		35	円	

別表十七(一) 令七・四・一以後終了事業年度分